

## 論 説

# 日本における多数派の文化的権利保護と外国人政策

—— Liav Orgad の書籍『The Cultural Defense of Nations』を手掛かりに ——

## 大 橋 典 子

### はじめに

日本は労働者不足という名目で 1990 年の改正出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）により労働開国に踏み切り、国際人権法や外国法を参照しながら憲法学でも外国人の人権<sup>1</sup>や宗教的少数派<sup>2</sup>に関する研究を進展させてきた。現在、在留外国人の数が過去最高を記録する中でごみや騒音問題を始め土葬<sup>3</sup>・闇土葬<sup>4</sup>、公共の場でのイスラム教徒の礼

- 
- 1 たとえば、近藤敦『国際人権法と憲法 —多文化共生時代の人権論』（明石書店 2023）。
  - 2 たとえば、山本健人『承認と対話の憲法理論：法の下の宗教的多様性』（ナカニシヤ出版 2025）。
  - 3 宮城県の土葬墓地設置に対して約 1,200 件の反対や懸念の声が寄せられたが、村井嘉浩宮城県知事は「批判があってもやらなければいけない」と発言した。同県議会では「日本の 99.97% 以上が火葬されたのちに埋葬されるという風習にふたをして、多文化共生社会という名のもとで全て認めるかのような発言は全くの筋違いではないでしょうか」（佐々木賢司宮城県県議会議員発言）との疑問が呈された（2025 年 2 月 19 日宮城県議会代表質問にて）。同年 9 月 18 日同県知事は県内すべての市町村長に電話で意向を確認し、「受け入れることはできない」との回答を得た上で、土葬墓地の計画を白紙撤回した。Yahoo news 「【速報】村井宮城県知事 “土葬”を白紙撤回 県議会で表明」(<https://news.yahoo.co.jp/articles/7ecc969ff4a8d14aab49da8e13de1aa897621256>)。なお、日本に暮らすキリスト教徒の多くは火葬を受け入れている。
  - 4 テレ朝 NEWS ウェブサイト「勝手に埋葬する『闇土葬』外国人増加で靈園トラブル『知らない間にお墓が』」([https://news.tv-asahi.co.jp/news\\_society/](https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/))

拝<sup>5</sup>、または埼玉県川口市のクルド人問題<sup>6</sup>などは多数派である日本人との文化的摩擦を生じさせているとともに「外国人が過度に優遇されている」<sup>7</sup>という声も明らかになった。これらの状況下において、文化的権利<sup>8</sup>自体に関する憲法学の議論は活発でなく、外国人の文脈において多数派である日本人の文化的権利の保護に関する関心も低い。日本は民族同一性が非常に高く、伝統的な移民入植国家ではなく、また欧米列強の植民地化も経験していないため、文化的優位性を保持する多数派の文化的権利に関する意識は低いものと推測される。そこで本稿は第1章で多数派の文化的権利を出入国管理政策（以下、入管政策）の観点から論ずる Liav Orgad（以下、Orgad）<sup>9</sup>の書籍『The Cultural Defense of Nations』<sup>10</sup>に注目し、同氏が提唱するナショナル立憲主義、文化の定義、多数派の文化的権利、保護すべき多数派、多数派の権利を保護する正当性、そして多数派の文化的権利を

---

[articles/900171148.html](https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250628/k10014845481000.html)。

- 5 イスラム教徒による熊本城二の丸広場、足利市の公園、公道、またはコンビニエンスストアの駐車場など、公私有地で個人・集団礼拝を行う様子が報告されている。
- 6 埼玉県川口市ではトルコ国籍のクルド人による危険運転による死亡事故、病院周辺での大規模騒動、ゴミ出しルールの違反や深夜の騒音などの生活トラブル、クルド人仮放免者による12歳女子中学生への性的暴行事件などが問題となっている。他方、2024年11月クルド人に対するデモを行った主催者男性に対して、さいたま地裁は日本クルド文化協会（埼玉県川口市）の事務所付近でのデモを禁止する仮処分を決定した（さいたま地決2024（令6）年11月21日判例集未登載）。
- 7 「日本社会では外国人が必要以上に優遇されている」という質問に「強くそう思う」か「どちらかといえばそう思う」と答えた人は64.0%にのぼった。NHKウェブサイト『「外国人優遇」『こども家庭庁解体』広がる情報を検証すると…』(<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250628/k10014845481000.html>)。
- 8 文化的権利に関する先行業績は中村美帆『文化的に生きる権利－文化政策研究からみた憲法第二十五条の可能性』（春風社2021）のように文化政策学の方が先行しているような様相である。文化的権利に関する憲法学的な議論は別の機会に掘り下げたい。
- 9 Liav Orgadは憲法のアイデンティティ、市民権論、および移民などを専門とする政治学者であるWZB Berlin Social Science Center's website (<https://www.wzb.eu/en/persons/liav-orgad>)。
- 10 Orgad, L. *The Cultural Defense of Nations: A Liberal Theory of Majority Rights*. Oxford University Press. 2015.

保護するために憲法アイデンティティを反映させた入管政策について読み解いていく。第2章では日本に目を向けて多数派である日本人の人口や在留外国人をめぐる統計的数値、外国人政策<sup>11</sup>の両輪である入管政策と社会統合（参加）政策の現行、および憲法学における憲法のアイデンティティ論を概観する。最後に多数派の文化的権利を保護しながら外国人との文化的摩擦を解決する一方策を提案したい<sup>12</sup>。

## 1. Orgad の書籍『The Cultural Defense of Nations』を手掛かりに

### (1) Orgad が提唱するナショナル立憲主義

外国人の移動は主権、自決、および国民国家の概念に影響を与え、自由民主主義国家における現代的なジレンマを生み出している<sup>13</sup>。誤解なきよう先に述べておくが Orgad の『The Cultural Defense of Nations』は、「外国人」よりも「私たちのあり方」に焦点を当てた内容である。同氏は欧米諸国において少子高齢化、価値観やライフスタイルの変化、および大規模な外国人の移動が地殻変動的な人口動態に与える影響を背景に、ナショナル立憲主義を提唱する。同氏は「入管政策は憲法のアイデンティティの鏡である」<sup>14</sup>という見解を持ち、同主義は Jürgen Habermas の憲法パトリオティズムをベースに、憲法のアイデンティティとより密接に結びついた理論<sup>15</sup>である。ナショナル立憲主義は自由民主主義的な価値観と国家の文化的アイデンティティの保護を調和させる理論であり、当該主義に基づき憲法のアイデンティティを組み込んだ二段階の入管政策（入国条件と帰化<sup>16</sup>条件）を提案する。Orgad は国際人権法の発達によって各国は外国人政

11 2024年5月岸田文雄首相（当時）は「いわゆる移民政策」について「政府として国民の人口に比して、一定程度規模の外国人やその家族を期限を設けることなく受け入れることで国家を維持する」政策という見解を示した（2024年5月24日参議院本会議での発言）。

12 インターネット上に掲載された資料の最終閲覧日は2025年8月28日である。

13 Orgad. 2015. op. cit. p. 231.

14 Ibid., p. 234.

15 Ibid., p. 214.

16 Orgad は citizenship を用いているが、本稿では「帰化」に置き換える。

策において絶対的な主権を行使できなくなると同時に、多文化主義が奨励してきた外国人の並行社会は移住先での社会統合を妨ぎ、かつ政治的承認と文化の保存を要求する外国人の存在が多数派の不安を加速させているという<sup>17</sup>。

Orgad によるとこれらの状況に直面するアメリカ、ヨーロッパ、およびイスラエルでは人口動態変化に対する恐怖や嫌悪感 (demographobia)<sup>18</sup> から外国人に社会統合を義務化したり、入国前に外国人の選考を行うことで多数派の文化的権利を保護しようとする非自由民主主義的な手法を採用する傾向が強くなったという<sup>19</sup>。外国人がもたらす経済的利益を理由に開放的な外国人政策を強調する声がある一方で、外国人が生じさせる文化的な摩擦への対応は未解決のままであることに Orgad は憂慮する<sup>20</sup>。

## (2) 文化の定義、多数派の文化的権利と保護すべき多数派

文化に関する定義は論者によって異なるが、Orgad は文化を憲法のアイデンティティを形成する共通の価値観、規範、慣習の集合体として捉える。また同氏は保護すべき多数派の文化的権利を次のように示す<sup>21</sup>。同氏は第 1 に多数派の文化的権利は国際法や国内法によって保護すべき権利であるために一定の制約のもとで多数派に特権を与え、その利益を保護するために外国人に義務を課す十分な理由があることを認めること、第 2 に外国人の文脈と非外国人の文脈を区別し、外国人の文脈では入管政策の正当化を図るために特定の法的規範からの逸脱の言い訳として多数派の特別な状況に考慮を求める事と、第 3 に多数派も文化的に「困窮している」(または脆弱な) (needy (or vulnerable)) ならば保護に値すること、としている。多数派の文化的権利を保護するという Orgad の意味は、外国人を

---

17 Orgad. 2015. op. cit. p. 41.

18 Ibid., p. 52.

19 Ibid., pp. 51-84.

20 Ibid., p. 50.

21 Ibid., pp. 197-198.

多数派の文化と調和させなければならないとする急進的な文化ナショナリズムを推進するものでも、外国人の文化全体を承認するという急進的な多文化主義を推進するものでもない。多数派の権利の範囲は各国の状況に応じて異なり、多数派の文化的権利に対する脅威の深刻さ、その発生確率、多数派の地域的、歴史的、心理的状況、および地政学的条件を勘案した外国人数と構成を考慮してその範囲を決めるべきであると同氏は続ける<sup>22</sup>。

次に文化的権利の保護を必要とする多数派を特定するために、Orgadは民族的・文化的多数派 (ethno-cultural majority)、社会学的多数派 (sociological majority)、および思想に基づく多数派 (idea-based majority)<sup>23</sup> に分け<sup>24</sup>、保護が必要な多数派を消えゆく多数派 (diminishing majorities)、地域的少数派の多数派 (regional-minority majorities)、苦しめられている多数派 (victimized majorities)、および少数派化された多数派 (minoritized majorities) に分ける<sup>25</sup>。これらの分類の中で日本人は総人口内で他の集団より大きな集団（必ずしも過半数を占めなくてもよ

22 Ibid., p. 189.

23 社会学的多数派とは特定の社会において最も強い政治的、経済的、または文化的権力を行使する集団のことであり、たとえばアメリカのユダヤ人のように資源力、支配力、または権力によって測定される集団のことである。思想に基づく多数派とは既存の国家の支配的な思想や原則と実質的に相違しない構成員からなる集団のことである。

24 Orgad. 2015. op. cit. 185-189.

25 地域少数派の多数派とは多数派の特性と地域の特性との間にかなりのギャップがあり、多数派の基本的な特徴である民族文化、社会経済的、または思想が地域的な少数派である集団を指す。たとえば、カナダでは少数派を構成するケベック州にあるフランス語圏の住民は「多数派」となり、カナダ全体では多数派を構成する英語圏の住民は「少数派」になる場合である。不当に苦しめられている多数派は迫害されてきた長い歴史を持つ状況に關係し、たとえば当該多数派が苦しめられてきた歴史は同多数派のアイデンティティに深く根ざしており、これらを子どもが学校で学び、国民の祝日として記念するな政策を形成する源をもつ。少数派化された多数派は Kymlicka の造語を借りたものであり「自らは脆弱で被害者である少数派であるかのように考えて行動し、生存のための実存的恐怖の中で生き続ける」多数派である。当該多数派はスロバキアのスロバキア人は人口約 80% を占める確固たる数値の多数派であるにもかかわらず、少数派（人口の約 10%）であるハンガリー人コミュニティに対して少数派の心境で行動するスロバキア人がその例であるという。

い)、および共通の特徴（血統、遺産、文化、言語、宗教、または生活様式など）によって特定される「民族的・文化的多数派」であり、社会の根本的な特徴が重大な課題に直面する消えゆく多数派に該当しうると思われる。

### (3) 多数派の文化的権利を保護する正当性

文化的権利は第2次世界大戦以降、保障されるようになった比較的新しい人権のひとつである。同権利の保障は当初アメリカのネイティブ・アメリカンやハワイの先住民など国家に強制的に編入された少数派に限定されたものであったが、多文化主義の台頭とともに1948年世界人権宣言、1966年自由権規約（1条1項・27条）や社会権規約（15条2項）<sup>26</sup>に依拠しながら自発的に移住する外国人にもその権利が拡張されてきた<sup>27</sup>。Orgadは多数派は参政権を行使することで自らに有利な立法や政策を進めてきたものの、少数派権利の革命<sup>28</sup>に少数民族委員や国連機関などの支援が付加された少数派権利のインフレーション<sup>29</sup>は、多数派権利の復活論や強烈なナショナリズムを誘導しかねないと危惧する<sup>30</sup>。同氏は多数派も個人の自律とアイデンティティに基づき自らの文化を守り、維持すること、また独自の生活様式を維持したいという希望は少数派と変わりなく、多数派の文化的権利を無視することは道徳的に誤りだと説く<sup>31</sup>。他方、Orgadは多数派の文化的権利を保護することは外国人の入国や帰化を制限する正

---

26 1966年国連総会で採択された社会権規約および自由権規約に日本は1979年に批准した（一部未批准）。

27 たとえば、自由権規約委員会の一般的意見15（CCPR General Comment No. 15: The position of aliens under the Covenant. 1986 (UN Doc.A/41/40, Annex VI), para. 7)は外国人も自由権規約27条の権利享有主体になりうるとし、一般的意見18（無差別）（CCPR General Comment No. 18: Non-discrimination (UN Doc. A/45/40, Annex VI), para. 10)は各国に差別是正措置を講ずることを求めた。

28 Skrentny, D. The Minority Rights Revolution. Harvard University Press. 2002.

29 Orgad. 2015. op. cit. p. 177.

30 Ibid., p. 201.

31 Ibid., p. 182.

当な目的となりうるのか、またその制限の適用基準が妥当性を有するのか、自由民主主義国家は特定の文化的背景を持つ人々の移住を奨励または制限することが許容されうるのか、および多数派の文化的権利の保護が認められる場合におけるその保護開始時期や範囲、または誰のいかなる文化を保護すべきかという問い合わせに答えることへの難しさも述べている<sup>32</sup>。

#### (4) 多数派の文化的権利を保護するための入管政策

##### ①ナショナル立憲主義に基づく入管政策

一般的に多数派の文化的権利の保護は言語要件、忠誠の誓い、帰化試験、愛着要件、統合契約といった法的メカニズムを通して実施<sup>33</sup>されてきたが、Orgad は少数派の権利を尊重しながら多数派の文化的権利に対するわずかな保護として二段階の入管政策を提唱する。同氏は憲法のアイデンティティ、つまり「私たち」を定義すること、望ましい「彼ら」を特定するための基準を設定すること、および「彼ら」が「私たち」の一部になるために同意すべき核心的な憲法上の原則を、二段階の入管政策に融合させることを試みる<sup>34</sup>。Orgad は外国人政策に関して各国は目指す国家の姿を模索しなければならず、John Rawls の言葉を借りて一定の条件のもとで国家は「外国人を制限する限定的権利」を行使できると解釈する<sup>35</sup>。同氏は憲法のアイデンティティを構成する要素は国ごとに異なり、少なくとも永続的かつ不变とみなされる価値観や原則を定着させる永久条項が含まれるという<sup>36</sup>。

##### ②二段階の入管政策 一入国条件と帰化条件

Orgad の二段階の入管政策は以下の通りである。第 1 に、当該入管政

---

32 Ibid., p. 131.

33 Ibid., p. 86.

34 Ibid., p. 87.

35 Rawls, J. *The Law of Peoples, with "The Idea of Public Reason Revisited."* Harvard University Press. 2001. p. 39.

36 Orgad. 2015. op. cit. p. 208.

策はたとえばドイツの生活条件やフランスのコミュノーテなどの社会学的概念ではなく各国家が制定する憲法に焦点を当て、第2に当該焦点は憲法の中核原則、基本構造、および帰化するための必要不可欠な原則のみを指すものであるという。第3に当該入管政策は外国人に道徳的な同一性を求める訴えではなく、文化同一性よりも寛容な法的受容のみを求めるものである。第4にOrgadは当該入管政策は多数派の文化的権利の保障は国家の状況に照らして公正でなければならず、すべての多数派の文化的要素が擁護されものではないという。第5に当該入管政策における多数派とは政治団体によって代表される一時的な政治的多数派ではなく、憲法の価値観が反映される永続的な多数派で憲法上の多数派を意味する<sup>37</sup>。

Orgadが提案する二段階の入管政策の第一段階目は入国条件に関するものであり、この段階で外国人はRawlsのいう自然の義務<sup>38</sup>として入国時に自由民主主義国家の基本原則を受け入れることが求められる。この基本原則は文化志向ではなく、人間の行動を支配する構造的なルール体系を構成するものである。この段階では「物事はこうあるべきだ」という普遍的な主張に基づいた自由民主主義を保護することを目指しており、Orgadは国家は外国人に入国条件としてこれらの原則の知識と受容を求めることができると説明する<sup>39</sup>。

第二段階目は帰化条件に関するものであり、この段階では特定の国家で帰化するために外国人は基本的な憲法上の原則を受け入れよう求められる。ただし、これらの原則は帰化するために必要不可欠なものでなければならず、国家の全体的な状況を考慮したうえで合理的に期待できるものでなければならない。この段階で国家は外国人に対して帰化するために憲法のアイデンティティを受容するよう要請できる。この段階では「これ

---

37 Ibid., p. 205.

38 Rawls, J. A Theory of Justice. Harvard University Press. 1971; ジョン・ロールズ(著)・川本隆史・福間聰・神島裕子(訳)『正義論』(改訂版)(紀伊國屋書店2010)。

39 Orgad. 2015. op. cit. p. 208.

が私たちのやり方だ」という国家の主張を保護することを目指す<sup>40</sup>ものであり、Orgad は外国人が帰化するということはその国の憲法の本質に明示的・黙示的に同意するという同意性<sup>41</sup>、および帰化する国の利益、資源、または保護を享受する見返りとしてその国の憲法の本質を受け入れることを求めるることは公正性に基づくものである<sup>42</sup>と示す<sup>43</sup>。この「受容」とはカント哲学における法的コミットメントを反映する「承認や尊重」(recognition and respect) を意味し、道徳的義務である「遵守や同化」(adherence and identification) とは異なる<sup>44</sup>。当該受容の中には平等や自由といった抽象的な原則だけではなく、これらの平等や自由が持つ法的な意味を理解することも含まれる<sup>45</sup>。Orgad は憲法のアイデンティティを反映させて設定した入国条件や帰化条件が他国から不当の評価を受けたとしても、その国の法体系全体の正当性が重要視されることを補説する。

### (5) 外国人の家族と難民への入管政策

Orgad は外国人の子どもなど（移民 2 世や 3 世）の社会統合への問題に触れながら、入国条件や帰化条件のように何らかの条件に基づき審査された外国人と比べ、「家族の絆」や「人道的なニーズ」に基づき入国が許可される外国人の家族や難民にも言及している。同氏はこれらの人々は、たとえば外国人労働者とは異なり、技能や職歴に基づいて選考されないことを指摘する。同氏は OECD の調査を参照し、カナダやオーストラリアのように外国人の選考を積極的に行っている国々でさえ新規入国者の 4 分の 1 しか直接選考がなされていないことを引用し<sup>46</sup>、また時折恩赦が与

40 Ibid., p. 204.

41 Martin, D. Membership and Consent: Abstract or Organic. *Yale Journal of International Law* 11 (1): 278-296.

42 Waldron, J. Special Ties and Natural Duties. *Philosophy and Public Affairs* 22 (1): 3-30. 1993. pp. 5-11.

43 Orgad. 2015. op. cit. p. 212.

44 Ibid., p. 224.

45 Ibid., p. 225.

46 Keeley, B. *International Migration: The Human Face of Globalization*.

えられる不法入国・不法滯在外国人に対しても多数派の文化的権利を保護するために入管政策を講ずることの難渋さを述べる<sup>47</sup>。

## 2. 日本における多数派の減少と入管政策

### (1) 多数派の減少

日本の民族同一性は高いものの、近年多数派である日本人の減少は顕著に進行した。日本人のみの総人口は 1 億 2065 万 3227 人（前年比 90 万 8574 人（0.75%）減）で、減少数・減少率ともに過去最大を記録した<sup>48</sup>。特殊合計出生率は 1.15（9 年連続減少・過去最低）、2023 年の出生数は 68 万 6,061 人であり<sup>49</sup>、2050 年には日本人人口は 9,516 万人になる見込みである<sup>50</sup>。日本人を補填するかのような在留外国人は 367 万 7,463 人（外国人の集計を始めた 2013 年以降最多）し、外国人比率は総人口の 2.96% になった<sup>51</sup>。外国人住民が 10% を超える市町村が少なくとも 20 は存在する<sup>52</sup>。労働に従事する外国人は 230 万 2,587 人（前年比 12.4% 増）と過去最多を更新<sup>53</sup>し、帰化者は 1952 年 4 月 27 日から合計 61 万 208 人<sup>54</sup> に達した。宗教的少数派として外国籍のイスラム教徒は 36 万 3,413 人で、4

---

OECD Publishing. 2009. p. 50.

47 Orgad. 2015. op. cit. pp. 40-41.

48 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和 7 年 1 月 1 日現在）」（2025）（[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001023710.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001023710.pdf)）。

49 厚生労働省「令和 6 年（2024）人口動態統計月報年計（概数）の概況」（2025）（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai24/dl/kekka.pdf>）。

50 厚生労働省ウェブサイト「我が国の人団について」（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21481.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21481.html)）。

51 総務省（2025）前掲。

52 The Sankei Shinbun ウェブサイト「外国人住民 10% 超す自治体、全国 20 市区町村に北海道の占冠村は 3 人に 1 人が外国人」（<https://www.sankei.com/article/20250806-RLPVDBGDRZAZXAA5PEASX6YCWA/>）。

53 厚生労働省ウェブサイト「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ（令和 6 年 10 月末時点）」（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_50256.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_50256.html)）。

54 法務省ウェブサイト「帰化許可申請者数等の推移」（[https://www.moj.go.jp/MINJI/toukei\\_t\\_minj03.html?s=09](https://www.moj.go.jp/MINJI/toukei_t_minj03.html?s=09)）。

年間で 17 万 9,292 人（約 2 倍）の急増が見られる<sup>55</sup>。

このような急激な人口動態の変化は文化的摩擦を生じさせ、日本人が Orgad の「消えゆく多数派」または「困窮する」（または脆弱な）集団に該当しうると捉えると、多数派の文化的権利の保護を反映させた外国人政策を講ずる時期に来ているような印象を強く与える。

## （2）日本における入管政策

### ①入国条件・帰化条件

日本に上陸しようとする外国人は入管法に基づき、国籍国の政府が発給する有効なパスポートに日本大使館または総領事館の長の発給するビザを受けたものを所持しなければならない。これに加え、外国人は入管法に定める上陸要件（旅券やビザの有効性、入国目的、滞在予定期間など）を満たしている場合に与えられる上陸許可が必要になる<sup>56</sup>。入国審査は 4 要件<sup>57</sup>（入管法 7 条 1 項）に従い審査され、「公衆衛生、公の秩序、国内の治安等が害されるおそれがあると認める外国人の入国・上陸」は拒否される（5 条）。

日本国籍の取得および喪失に関して定めるのは国籍法である。同法の帰化条件のひとつ、「憲法遵守条件」は「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。」としている（国籍法 5 条 1 項 6 号）。同法には日本語能力要件は定めていないものの、実務上、日

55 店田廣文「日本のムスリム人口 2025 年」多民族多世代社会研究所（2025）（<https://www.imemgs.com/wp-content/uploads/2025/07/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%81%AE%E3%83%A0%E3%82%B9%E3%83%AA%E3%83%A0%E4%BA%BA%E5%8F%A3-2025%E5%B9%B4-1.pdf>）。

56 法務省ウェブサイト「ビザ・上陸許可について」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/seido/index.html>）。

57 入管法には「要件」、国籍法の帰化に関しては「条件」、「在留特別許可に係るガイドライン」には「要件」という文言が使用されているため、本稿ではそのままの文言を用いることにする。

常生活に支障のない程度の日本語能力（小学校3年生程度・日本語検定のN3とN4の間）が求められる。また署名と捺印した宣誓書を担当官に前で声を出して「私は、日本国憲法及び法令を守り、定められた義務を履行し、善良な国民となることを誓います。」と読み上げなければならない。帰化に際し、日本国憲法に関する基本知識を問うような試験は実施されず、強い反対意見から諸外国のような帰化処分の取消に関する明文規定は置かれていない<sup>58</sup>。一見すると、日本は入国条件<sup>59</sup>には法令遵守を、帰化条件には憲法および法令の遵守を外国人に要請し、Orgadが提唱する二段階の入管政策を採用しているかのように映る。

## ②外国人の家族と難民等に対する入管政策

日本では日本国憲法13条から外国人の権利としての家族の呼び寄せが導かれるとの見解がある<sup>60</sup>。実際、入管法および法務省令に定める基準に適合すれば外国人が扶養する配偶者や子は「家族滞在」が認められる。条約難民、補完的保護対象者<sup>61</sup>、および第三国定住難民も外国人の家族と同様に技能や実績、または日本語能力条件などは設定されていない。なお、

---

58 木棚照一『逐条註解国籍法 一課題の解明と条文の解説』（日本加除出版2021）451-453頁。

59 永住許可に関して2024年6月に成立した改正入管法により永住者の在留資格取り消し事由が拡大され、①故意の公租公課（税金・社会保険料）の不払い、②特定の重大な刑罰法令違反による拘禁刑、③入管法上の義務違反が追加（22条の4第1項）され、令和6年は1,184件の住許可が取り消された。出入国管理庁「令和6年の『在留資格取消件数』について」（2025）（<https://www.moj.go.jp/isa/content/001434606.pdf>）。

60 栗田佳泰『リベラル・ナショナリズム憲法学：日本のナショナリズムと文化的少數者の権利』（法律文化社2020）118頁。

61 補完的保護対象者とは2023年12月1日より条約上の「難民」には該当しないものの、「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護する制度として開始された。同保護対象者は「出入国管理及び難民認定法に基づき、「難民」の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の5つの理由（※）であること。以外の全ての要件に該当すると認定された者。※①人種、②宗教、③国籍、④特定の社会的集団の構成員であること、⑤政治的意見」である。出入国管理庁ウェブサイト「補完的保護対象者認定制度」（[https://www.moj.go.jp/isa/refugee/procedures/07\\_00037.html](https://www.moj.go.jp/isa/refugee/procedures/07_00037.html)）。

在留資格の例外を認める「在留特別許可」には素行条件として「法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること」<sup>62</sup> が挙げられる。

### (3) 日本国憲法のアイデンティティと入管政策

Orgad がいう入管政策に反映させる憲法のアイデンティティ、つまり「日本国憲法とは何か」に関する憲法学の議論をここで確認していきたい。日本では 2004 年の法科大学院創設による実務を意識した判例研究の精緻化や 2010 年代半ばから「憲法改革」<sup>63</sup> とも呼ばれる政治行政改革への評価や国際社会のパワーバランスの変動から憲法のアイデンティティを問い合わせが必要が生じてきた<sup>64</sup>。憲法のアイデンティティは国際人権保障への対抗言説として用いられ<sup>65</sup>、また「グローバル化・国際化への一定の懷疑を含意する形で用いられる」用語として使われることが多い<sup>66</sup>。しかし、憲法学ではその表裏一体の関係にある国際化・グローバル化の問題に十分に取り組んでおらず<sup>67</sup>、政治的・社会学的な視点が弱いような印象である<sup>68</sup>。憲法学では日本国憲法の基本原理である「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義といったもの」を中心に、憲法のアイデンティティを「語っていたにすぎない」<sup>69</sup> のが現状である。EU のように「確固とした定まった内容

62 出入国管理庁ウェブサイト「在留特別許可に係るガイドライン」([https://www.moj.go.jp/isa/deportation/resources/08\\_00035.html](https://www.moj.go.jp/isa/deportation/resources/08_00035.html))。

63 大石眞『統治機構の憲法構想』(法律文化社 2016) 32 頁以下。

64 山本達彦「連載日本国憲法のアイデンティティを振り返って」赤坂幸一・大河内美紀・宍戸常寿・西村裕一・林知更・山本 龍彦(著編)『憲法のアイデンティティ』(有斐閣 2023) 413 頁。

65 「憲法の危機と日本社会 一法社会学との対話」(林知更(司会)・尾崎一郎(ゲスト)・赤坂幸一・大河内美紀・宍戸常寿・西村裕一・山本龍彦)論究ジュリスト 37 (2021) 161 頁(大河内発言)。

66 宍戸常寿(司会)・興津征雄(ゲスト)・赤坂幸一・大河内美紀・西村裕一・林知更・山本龍彦「グローバル化と憲法のアイデンティティ」『憲法のアイデンティティ』前掲 394 頁(林発言)。

67 同上。

68 山本達(2023) 前掲 412 頁。

69 井上典之「日本における憲法のアイデンティティと憲法パトリオティズム: 日

を外部の脅威から守る」ことを目的とした憲法のアイデンティティについて「冷静な自己認識を深めるための学問的営み」<sup>70</sup>として探求しつつ、外国人との文化的摩擦が顕在化した日本でもそのアイデンティティを入管政策に反映させることについて議論を開始することも重要である。さらに、日本国憲法 10 条を交えながら「外国人像」、「多数派像」、および「日本人像」に関する議論を深めることも必須であろう。

#### (4) 外国人の社会統合政策

外国人政策は入管政策と社会統合政策の両輪で推進されることが一般的であるものの、Orgad の『The Cultural Defense of Nations』は入管政策のみに注力している。そこで本稿では多数派の文化的権利を考えるうえで、その保護機能の一端を担う日本の社会統合政策についても確認しておきたい。日本では 2006 年から多文化共生政策<sup>71</sup>が始動し、労働施策総合推進法に基づく「労働施策基本方針」<sup>72</sup>、日本語教育推進法、総合的対応策<sup>73</sup>、およびロードマップ<sup>74</sup>などによって外国人の社会統合を促す取り組みが推進されてきた。2019 年に制定された日本語教育推進法の「外国人等」には「日本語に通じない外国人及び日本の国籍を有する者」(2 条) と定め、国籍にとらわれず日本語教育の支援対象者を広く捉えることで社会統合への道を開いた。改定を重ねる 2025 年版<sup>75</sup>総合的対応策では「日本人と外

---

本における憲法改正と立憲主義の維持に関する一考察』広島法科大学院論集 21: 19-43 (2025) 33 頁。

70 山本達 (2023) 前掲 418 頁。

71 多文化共生とは「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていこうこと」と定義された日本独自の概念である。

72 厚生労働省「労働施策基本方針」(2018) (<https://www.mhlw.go.jp/content/11602000/000465363.pdf>)。

73 法務省ウェブサイト「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」([http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01\\_00140.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00140.html))。

74 出入国管理庁ウェブサイト「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」([https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04\\_00033.html](https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00033.html))。

75 外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策(令和 7 年度改訂)」(2025) (<https://www.moj.go.jp/isa/>)

国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現」を目指して「受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化や日本語を理解するよう努めていくこと、そして日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとることが重要」であることが盛り込まれた。また同対応策に明記された不法滞在者等への対策強化は「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」として2025年5月から実施され、強制送還も実施されつつある<sup>76</sup>。同年7月省庁横断の「外国人との秩序ある共生社会推進室」(約80人)が発足<sup>77</sup>し、出入国管理や社会保険料未納防止、土地取得の管理制度見直しなどに取り組むことが決定されたが、外国人の社会統合を定める法律は未整備のままである。

社会統合教育は外国人在留支援センター<sup>78</sup>、外国人雇用センター<sup>79</sup>、および公益財団法人国際人材協力機構<sup>80</sup>などが生活や就労を含めた相談、情報提供、および日本語教育を提供している。また身分に基づく在留資格(「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」、および「定住者」)を対象とする外国人就労・定着支援研修事業は、求職活動や職場で用いる日本語や雇用慣行などを中心に教育が実施される<sup>81</sup>。条約難民、補完的保護対象者、および第三国定住難民には日本語教育、生活ガイダンス、および就労支援などを含めた教育が実施される(東京のみ)<sup>82</sup>。ただし、これらは任意の受講にとどまっており、日本の多文化共生の理念に近い多文化主義的

---

content/001440747.pdf)。

- 76 出入国在留管理庁ウェブサイト「令和5年における入管法違反事件について」([https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/09\\_00034.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/09_00034.html))。
- 77 首相官邸ウェブサイト「外国人との秩序ある共生社会推進室発足式」(<https://www.kantei.go.jp/jp/103/actions/202507/15hossokushiki.html>)。
- 78 出入国管理庁ウェブサイト「外国人在留支援センター」(<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>)。
- 79 厚生労働省ウェブサイト「外国人雇用サービスセンター一覧」([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12638.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12638.html))。
- 80 公益財団法人国際人材協力機構ウェブサイト(<https://www.jitco.or.jp/>)。
- 81 一般財団法人日本国際協力センターウェブサイト「外国人就労・定着支援事業(研修)」(<https://www.jice.org/tabunka/>)。
- 82 公益財団アジア福祉教育財団ウェブサイト「定住支援プログラム」(<https://www.rhq.gr.jp/support-program/p01/>)。

な社会統合政策<sup>83</sup>を推進するフィンランド<sup>84</sup>が社会統合法に基づいて社会統合を外国人の義務に位置付け、入国3年以内の外国人に統合教育を強く推奨するような制度設計とは異なる。フィンランドは外国人法や国籍法を改正し永住条件・帰化条件（居住期間の延長、帰化試験の導入や帰化取り消しの導入など）や外国人の家族条件の厳格化すると同時に<sup>85</sup>、ロシアとベラルーシからの移住の道具化（instrumentalization）へのリスクに対応するための政策を決定した<sup>86</sup>。

### おわりに

日本国憲法は国際協調主義（前文）や条約の誠実な遵守（98条2項）を定め、13条から少数派の文化享有権<sup>87</sup>が導かれることからも、外国人の文化的権利は尊重すべきである。たしかに Orgad の理論は多数派の文化的権利を「必要不可欠なもの」として捉えることで多数派に過度な特権を与え、排外主義的になることで国際法や自由民主主義国家の基盤となる平

---

83 近藤敦『多文化共生と人権 諸外国の「外国人」と日本の「外国人』』（明石書店2019）32頁。

84 フィンランドでは2025年新たに制定した外国人統合促進法（Laki kotoutumisen edistämisestä）（681/2023）（旧法と同名）に基づき同国政府は①外国人の就労を通じたフィンランドへの社会統合、②外国人の義務をより重視し、社会統合に対する外国人が責任をより強く負うこと、③政府が並行社会の出現に対抗すること、および④外国人の社会統合が家族全体の利益となること、を国家の目標に掲げ、32の施策が策定された。Ministry of Economic Affairs and Employment of Finland Helsinki. Government Integration Programme 2024-2027 Government Resolution. 2025 ([https://julkaisut.valtioneuvosto.fi/bitstream/handle/10024/166113/TEM\\_2025\\_4.pdf?sequence=1&isAllowed=y](https://julkaisut.valtioneuvosto.fi/bitstream/handle/10024/166113/TEM_2025_4.pdf?sequence=1&isAllowed=y)).

85 フィンランドに関しては拙稿「フィンランドの外国人統合法政における現状と課題～外国人統合推進法からの視座～」多文化共生年報（17）47-58（2020）；"Public Career Support for Immigrants in Finland: Implications for Japan." Career Development Association Journal 3 (2) 47-57 (2020)；「多文化共生社会における労働権の再考～フィンランド及びスウェーデンの統合法制からの示唆～」（2021）（修士学位論文）を参照した。

86 European Migration Network. Asylum and Migration Overview 2024. 2025. p. 82 ([https://home-affairs.ec.europa.eu/document/download/446f2fda-529a-49e0-a50f-1131dc04d35e\\_en?filename=2024\\_EMN\\_AMO\\_2.pdf](https://home-affairs.ec.europa.eu/document/download/446f2fda-529a-49e0-a50f-1131dc04d35e_en?filename=2024_EMN_AMO_2.pdf)).

87 札幌地判 1997（平9）年3月27日判時1598号33頁。

等と差別禁止の原則に違反しうる可能性もある<sup>88</sup>。しかしながら、2025年7月鈴木法務大臣は当初の予定より早く外国人比率は2040年に10%を超えるとの見通しを示し<sup>89</sup>、8月には国家として受け入れ上限数の是非を検討するプロジェクトチームを入管庁に設置した<sup>90</sup>。多数派である日本人が減少し、過去最高数の外国人が暮らす中で生じている文化的摩擦や「外国人が過度に優遇されている」という声も明確にある。これらへの対応の一方策として、憲法のアイデンティティを入管政策に反映させて多数派の文化的権利の保護を図るOrgadの理論は一考に値する。なぜなら「外国人政策は憲法のアイデンティティの鏡である」という同氏の見解に同意できる部分が大きいからである。「私たちとは誰か」や「日本国憲法とは何か」という「私たちのあり方」に向き合いながら、それらを反映させた入管政策と社会統合政策のあり方<sup>91</sup>を議論することは、まさに今、至要なことであると思われる。

- 
- 88 Chow, P. Book Review: Liav Orgad, *The Cultural Defense of Nations: A Liberal Theory of Majority Rights*. Oxford University Press. 2015. *Human Rights Law Review* 16 (4): 802–805. 2016.
- 89 JIJI.Com「外国人比率、40年に10%超も 鈴木法相、近く推計公表」(<https://www.jiji.com/jc/article?k=2025073001185&g=pol>)。
- 90 Yahoo! Japan「外国人受け入れ上限の是非を検討 入管庁にプロジェクトチーム設置」(<https://news.yahoo.co.jp/articles/6014161f2ad94eac755f7e520e7e78cecb846903>)。
- 91 2025年7月日本記者クラブ主催8党党首討論会で石破茂首相（当時）は「七面倒くさい日本語、日本の習慣は日本政府の負担によってでも習得をしてもらい、適法な人に日本の社会と共生できる形で入ってもらう。違法なものは認めない。どういう人に来てもらうかということについて、日本政府としてもっと責任を持ちたい」と述べ、日本でも入管法と社会統合政策が前進するような動きも見られる。